

A23「社会人のお金『基本のキ』」制度変更のお知らせ

JTEX(訓) 日本技能教育開発センター
企画開発グループ TEL 03-3235-8682

謹啓 時下ますますご活躍のこととお慶び申し上げます。

この度は、当センターの通信教育講座をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、今回ご受講いただきました「社会人のお金『基本のキ』」(2025 年 1 月 1 日、第 12 版発行/2026 年 2 月 1 日第 12 版 2 刷発行)につきまして、「制度変更」に伴うテキスト内容の変更点を下記のとおりお知らせ申し上げます。

本講座の記載内容は、毎年制度変更となるものが多いことから、今後も、必要が生じた場合は、適宜「制度変更のお知らせ」を発行いたします。

お手数をおかけすることになり大変恐縮ですが、テキストの該当箇所に修正を施した上でお使いいただきますよう、お願い申し上げます。 敬白

記

<制度変更のお知らせ>

1. 協会けんぽの保険料率が変更となりました。

令和 8(2026)年 3 月分(4 月納付分)から、全国健康保険協会(協会けんぽ)の保険料率が変更されています。保険料率は都道府県ごとに異なり、9.21～10.55%の範囲となっています(別紙表 1-6 参照)。40 歳以上 65 歳未満の方(介護保険第 2 号被保険者)には、これに全国一律の介護保険料率(令和 8 年度は 1.62%)が加わります。

※任意継続被保険者および日雇特例被保険者の方は 4 月分(4 月納付分)から変更。

〔該当箇所〕

●5 ページ 表 1-1:「給与明細例」

【控除】

健康保険	<u>11,132</u>
介護保険	-
厚生年金保険	20,130
雇用保険	<u>1,145</u>
社会保険合計	<u>32,407</u>
所得税	X, XXX
住民税	XX, XXX
生命保険	10,000
控除額総合計	XX, XXX
差引支給額	XXX, XXX

⇒【控除】健康保険 11,132 雇用保険 1,145 社会保険合計 32,407 になります。

●9 ページ 表 1-3:「全国健康保険協会(協会けんぽ)の被保険者の保険料額」

令和 6 年 3 月分(4 月納付分)～

⇒差し替え。別紙表 1-3:「全国健康保険協会(協会けんぽ)の被保険者の保険料額」

令和 8 年 3 月分(4 月納付分)～ (例:兵庫支部)をご参照ください。

●16 ページ 枠内 健康保険

⇒報酬に関する保険料額: 10.12%

22,264 円 = 220,000 円 × 10.12% (兵庫県)

⇒賞与に関する保険料額:

80,960 円 = 800,000 円 × 10.12% (兵庫県)

●17 ページ 誠君のセリフ 1 つ目

⇒…健康保険として 11,132 円が天引きされていました。

●17 ページ 愛さんのセリフ 1 つ目

⇒誠君は, 18 等級の 220,000 円に 10.12%(兵庫県)の保険料率を掛けて 22,264 円が健康保険料になるわ。…(労使折半として), 誠君は 11,132 円を負担しているの。

●17 ページ 枠内 健康保険+介護保険

⇒報酬に関する保険料額: 11.74%

22,264 円 = 220,000 円 × 10.12% (兵庫県)

3,564 円 = 220,000 円 × 1.62% (全国一律)

⇒賞与に関する保険料額:

80,960 円 = 800,000 円 × 10.12% (兵庫県)

12,960 円 = 800,000 円 × 1.62% (全国一律)

●18 ページ 2)の2行目

⇒全国健康保険協会管掌健康保険の令和8年3月分の一般保険料率は、1000 分の 99.0 (9.9%)でした。

●18 ページ 表 1-5:「健康保険と介護保険の保険料率」

⇒全国健康保険協会管掌健康保険／介護保険料率 全国一律(令和8年度 1.62%)

●19 ページ 表 1-6:「令和6年度 健康保険 都道府県単位保険料率」

⇒差し替え。別紙表 1-6:「令和8年度 健康保険 都道府県単位保険料率」をご参照ください。

⇒出所:全国健康保険協会管掌健康保険「令和8年度都道府県単位保険料率」(一部省略)

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/about/business/insurance_rate/rate_prefectures/r08/

※40 歳以上 65 歳未満の方には、全国一律の介護保険料率(1.62%)が加わります。

2. 子ども・子育て支援金制度が創設されました。

少子化・人口減少が大きな課題となる中、すべての世代・企業で、子育て世帯を支えるという目的で、令和8～10(2026～2028)年度にかけて段階的に、子ども・子育て支援金制度が開始されることになりました。

令和8年4月からスタートした「子ども・子育て支援金」は、健康保険料に上乗せされる形で、労使折半で従業員の給与から天引きされます。会社員の場合は、医療保険料と併せて令和8年5月給料から天引きされ、支援金額は被保険者一人当たり月約550円(所得による)となります。国民年金保険に加入されている方や後期高齢者医療制度に加入されている方にも、条例に基づき世帯や個人の所得等に応じて支援金金額が決定されます。徴収された支援金は、児童手当や保育サービスなどの財源として活用されます。

一方で、名前が非常によく似た、従来の「子ども・子育て拠出金」は、事業主(会社)が全額負担する仕組みになっています。従業員本人の給与から天引きされることはなく、給与明細の詳細の控除欄には載りません。

〔子ども・子育て拠出金(従来型)と子ども・子育て支援金(令和 8 年 4 月開始)の比較〕

	子ども・子育て拠出金(従来型)	子ども・子育て支援金 (令和 8 年 4 月開始)
主な目的	仕事と育児の両立, 基本的な児童手当の維持	少子化対策の抜本的拡充(加速化プランの財源)
負担する人	事業主(企業)が 100%全額負担	医療保険の加入者全員+事業主(会社員は折半)
従業員の負担	なし(給与明細の控除欄には載らない)	あり(健康保険料に上乗せされ, 給与天引き)
集める窓口	日本年金機構(厚生年金とセット)	各医療保険者(健康保険・国保とセット)
計算のベース	厚生年金の標準報酬月額など	公的医療保険の標準報酬月額など

参考:「子ども・子育て支援金制度について」 こども家庭庁ホームページ

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>

〔該当箇所〕

⇒新たな制度であるため, 該当箇所はありません。

3. 社会保険の加入対象者が拡大されます。

短時間労働者の適用要件のうち, 賃金要件(年収 106 万円の壁)が令和 8(2026)年 10 月に撤廃されます。さらに, 企業規模要件(現在は 51 人以上)についても, 令和 9(2027)年 10 月 1 日から令和 17(2035)年 10 月 1 日にかけて段階的に撤廃されることになりました。

また, 常時 5 人以上を使用する個人事業所の非適用業種が解消され, 令和 11(2029)年 10 月以降は社会保険の適用事業所となります。

※なお, 既存の事業所については, 経過措置として当分の間は適用が猶予されます。

〔該当箇所〕

●6 ページ 上から 5 行目 ※の箇所

⇒上記の内容に差し替えとなります。

★社会保険の適用要件は, 今後段階的に大きく変更される予定です。主な変更点は以下の 3 点です。

・賃金要件の撤廃(令和 8(2026)年 10 月～)：

短時間労働者の加入要件のうち、いわゆる「年収 106 万円の壁(月収 8.8 万円以上)」という賃金要件が撤廃されます。

・企業規模要件の段階的撤廃(令和 9(2027)年 10 月～令和 17(2035)年 10 月)：

現在「従業員 51 人以上」とされている企業規模の要件が、約 8 年をかけて段階的にすべて撤廃されます。

・個人事業所の非適用業種解消(令和 11(2029)年 10 月～)：

常時 5 人以上を雇用する個人事業所について、法定 16 業種以外の非適用業種(サービス業や士業など)が解消され、原則すべて適用となります(既存の事業所には当面、適用の猶予措置があります)。

これらの改正により、今後は「週 20 時間以上」働く短時間労働者の多くが、企業規模や業種を問わず広く社会保険の対象となります。

なお、雇用保険の被保険者の要件について、令和 10(2028)年 10 月 1 日以降、週の所定労働時間 20 時間以上から 10 時間以上に適用が拡大されることが、令和 6(2024)年 4 月成立の改正雇用保険法で決定されています。

4. 厚生年金保険の標準報酬月額の上限が段階的に引き上げられます。

令和 7(2025)年に成立した年金制度改正により、高所得者の厚生年金保険料が段階的に引き上げられることになり、令和 8(2026)年度において 65 万円と設定されている上限額が、令和 9(2027)年 9 月に 68 万円、令和 10(2028)年 9 月に 71 万円、令和 11(2029)年 9 月に 75 万円に変更されます。

〔該当箇所〕

●10 ページ 表 1-4: 「令和 2 年 9 月分(10 月納付分)からの厚生年金保険料額」

⇒令和 9 年 9 月以降、変更となります。施行される時期が近づきましたら再度お知らせ致します。

5. 雇用保険の保険料率に変更となりました。

令和 8(2026)年度の雇用保険の保険料率については、以下のように変更となりました。

事業の種類	雇用保険料	事業主負担	被保険者負担
一般の事業	<u>13.5</u> /1000	8.5/1000	<u>5</u> /1000
農林水産・清酒製造 の事業	<u>15.5</u> /1000	9.5/1000	<u>6</u> /1000
建設などの事業	<u>16.5</u> /1000	10.5/1000	<u>6</u> /1000

〔該当箇所〕

●24 ページ ①雇用保険の保険料 上から9～11行目

⇒…1000分の10が失業給付等の保険料率になり、1000分の5ずつを事業主と被保険者で折半します。二事業分の1000分の3.5は事業主が全額負担をするので、事業主は雇用保険料率の1000分の8.5を負担することになります(表1-7)。

●24 ページ 表1-7:「雇用保険の負担割合」

⇒上記の表組みのように変更となります。

出所:厚生労働省「令和8年度雇用保険料率のご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001692566.pdf>

●25 ページ 愛さんのセリフ 下から5行目

⇒…一般の事業について、1000分の5ずつを…

●27 ページ 誠君のセリフ

⇒…賃金総額229,000円とするとその0.5%で1,145円[※]が天引きされているってことですか。

※会社が被保険者から給与控除する際の処理は、切捨て端数処理が通常(慣習で四捨五入を行う場合もあり)。

6. 復興特別所得税が変更になりました。

防衛力強化の財源を確保するため、令和9(2027)年1月から新たな「復興特別所得税」を導入し、所得税に1%が上乗せされます。同時に、東日本大震災の復興財源である「復興特別所得税」の税率を1%引き下げて実質的な単年度の負担増を避けるものの、課税期間は10年間延長されます。復興特別所得税は、東日本大震災からの復興財源を確保するため、平成25(2013)年から令和19(2037)年までの期間、通常の所得税に2.1%上乗せして徴収される特別税でしたが、令和29(2047)年まで課税期間が延長されます。これに伴い税率が1%引き下げられ、その年分の基準所得税額の1.1%として、所得税の納税義務があるすべての個人から徴収されます。

〔該当箇所〕

●27 ページ 頁下の※の箇所

⇒上記内容に変更となります。

7. 所得税の基礎控除額が変更になりました。

令和8(2026)年度税制改正により、所得税の基礎控除が見直され、合計所得金額に応じて基礎控除額が改正されました。令和8年、9(2027)年分の所得税について適用されます。

〔基礎控除額〕

合計所得金額(令和 8, 9 年 分における収入が給与だけ の場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額			
	改正前 ^(注 1)		改正後 ^(注 1)	
	令和 8 年分	令和 9 年分以 後	令和 8, 9 年分	令和 10 年分以後
132 万以下	95 万円 ^(注2)		104 万円 ^(注2)	99 万円 ^(注2)
132 万円超 336 万円以下	88 万円 ^(注2)	58 万円		62 万円
366 万円超 489 万円以下	68 万円 ^(注2)			
489 万円超 655 万円以下	63 万円 ^(注2)			
655 万円超 2,350 万円以下	58 万円			
2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円 ^(注 4)			
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円 ^(注 4)			
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円 ^(注 4)			
2,500 万円超	0 万円 ^(注 4)			

(注 1) 所得税法第 86 条の規定による基礎控除額 62 万円(改正前:58 万円)に、租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 の規定による加算額を加算した額となります。(注 2)62 万円にそれぞれ、42 万円、5 万円、37 万円を加算した金額(改正前:58 万円にそれぞれ、37 万円、30 万円、10 万円、5 万円を加算した金額)となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。(注 3)改正後の給与所得控除額に基づいた金額であり、特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。(注 4)合計所得金額 2,350 万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

〔該当箇所〕

●29 ページ 愛さん 2 つ目のセリフ

⇒愛さん:住民税の計算では、所得税と同じように、個人の事情によって税額負担を軽減する所得控除があるのよ。でもその額は、所得税の場合と比べて低いものとなっているの。控除額が小さい、つまり、税金の対象額が大きくなるので、住民税の方が高くなるというわけ。

また、住民税では、所得を対象とした税金(所得割)に加えて、額は少ないけれども定額(均等割)が課税されるのよ。住民税の場合、所得割の税率は所得にかかわらず一律 10%なの。そもそも誠君の場合、課税される所得金額の所得税の税率がたぶん 5%だからね。一般的に、所得の低い人の方が「所得税<住民税」となり、所得が高い人の方が「所得税>住民税」となる傾向にあると言えるわ。

●29 ページ 頁下の※の箇所

⇒※合計所得金額が 2,500 万円以下の納税義務者について、それぞれの合計所得金額の区分に応じて、段階的に基礎控除額が通減します。令和 8・9 年分の基礎控除額は、合計所得金額 489 万円以下が 104 万円、489 万円超 655 万円以下が 67 万円、655 万円超 2,350 万円以下が 62 万円、2,350 万円超 2,400 万円以下が 48 万円、2,400 万円超 2,450 万円以下が 32 万円、2,450 万円超 2,500 万円以下が 16 万円となります。なお、合計所得金額が 2,500 万円を超える納税義務者については、基礎控除の適用はありません。

●155 ページ (b)所得控除の額の計算

①人的控除

基礎控除(1,040,000 円) ……表 5-9 (省略されている箇所に記載欄あり)

~~(合計所得金額の見積額 2,400 万円超は基礎控除の額を記載)~~ ←削除

②物的控除

社会保険料等の金額(506,564 円) + 生命保険料の控除額(86,000 円) = 592,564 円

③所得控除の額の合計額 < (b)の①+② >

①1,040,000 円 + ②592,564 円 = 1,632,564 円……表 5-9 の ㊦

(c)課税所得金額の計算

㊦2,370,000 円 - ㊦1,632,564 円 = 737,436 円

課税所得金額: 737,000 円 (1,000 円未満切り捨て)

(d)所得税(復興特別所得税含む)の計算

737,000 円 × 5% × 102.1% = 37,623 円 (1円未満切り捨て)

(源泉徴収税額)……表 5-9 の ㊧

※153 ページ 表 5-9:誠君の給与所得の源泉徴収票(例)イメージも、該当箇所の数値が変更になります。

8. 公的教育ローンの返済期間が変更となっています。

令和 7(2025)年度予算に基づく制度変更により、国の教育ローンの返済期間が 18 年以内から 20 年以内に変更となりました。

〔該当箇所〕

●36 ページ 表 2-1:「公的教育ローン」 利率／返済期間

⇒固定金利／20 年以内

9. フラット 35 の融資金額が変更となっています。

令和 8(2026)年 4 月の融資実行分より、フラット 35 の融資金額の上限が 8,000 万円から 1 億 2,000 万円に変更されました。

近年の都市部を中心とした住宅価格の高騰や、金利の上昇傾向といった市場の実勢に合わせる形で引き上げが決まりました。この融資限度額の見直しが行われたのは平成 17(2005)年以来、約 20 年ぶりのことです。

なお、新しい上限額が適用されるのは「申込日」ではなく、「融資実行(引き渡し)のタイミング」が令和 8 年 4 月以降のものになります。また、令和 8 年 4 月以降、一戸建ての床面積要件が「70 m² 以上」から「50 m²以上」に緩和されたため、单身向けや夫婦向けのコンパクトな注文住宅・建売住宅でもフラット 35 が利用できるようになりました。令和 8 年 4 月の融資限度額引き上げに伴う、申込資格(年齢など)の基本的な条件に変更はありません。

〔該当箇所〕

- 37 ページ 下から 3 行目 フラット 35 について
⇒融資金額は 100 万円～1 億 2,000 万円以下で…

10. フラット 35 の改正により、フラット 35S の利用範囲が拡大しました。

1) 1 億 2,000 万円までの高額物件でも「S」の金利優遇が使えます

融資上限額が 1 億 2,000 万円に引き上げられたことで、都心部の高額な省エネ住宅(ZEH など)を建てる・買う場合でも、総額に対してフラット 35S の金利引き下げ(当初 5 年～10 年間)がそのまま適用できるようになりました。

2) 「50 m²以上」のコンパクトな一戸建てでも「S」が狙えます

一戸建ての床面積要件が「70 m²以上」から「50 m²以上」に緩和されたため、单身向けや夫婦向けのコンパクトな注文住宅・建売住宅でもフラット 35S が利用できるようになりました。小さな家でも高性能(省エネ・バリアフリーなど)であれば、金利優遇の恩恵が受けられます。

〔該当箇所〕

- 38 ページ 4～7 行目
⇒修正箇所はありません。

11. 国民年金月額保険料が変更となりました。

令和 8(2026)年度の国民年金月額保険料が、17,920 円に変更されました。また、令和 9 年度は 18,290 円になることが公表されています。

〔該当箇所〕

- 53 ページ 下から 4 行目

⇒…令和 8 年度は 17,920 円, 令和 9 年度は 18, 290 円, 以降は 17,000 円×改訂率で計算される予定となっています。

●164 ページ 下から 1 行目～165 ページ 上から 1 行目

⇒国民年金保険料は月額 17,920 円(令和 8 年度)で, …

12. 老齢基礎年金(国民年金)の満額が変更となりました。

令和 8(2026)年度の老齢基礎年金の満額(年金の年間支給額)が, 83 万 1,700 円に変更されました。

〔該当箇所〕

●55 ページ 愛さんのセリフ 2 つ目

⇒…ちなみに, 基礎部分の老齢基礎年金の満額は, 84 万 7,300 円(令和 8 年度)になるわ。

●167 ページ ②老齢基礎年金の年金額 1～2 行目

⇒…満額で 84 万 7,300 円(令和 8 年度)を受け取ることができます。

※以下, 167～168 ページの本文中も同様に変更となります。上記の金額で, 訂正してください。

●167 ページ ②老齢基礎年金の年金額 枠内計算式

⇒847,300 円*×保険料納付済月数…

⇒()内は平成 21 年 3 月分まで。 *昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は 844,900 円となります。

●167 ページ 誠君のセリフ

⇒847,300 円 × 1 = 847,300 円で満額になりますね。

●168 ページ 愛さんのセリフ 1 つ目

⇒847,300 円 × 1/2 = 423,650 円になるわ。(40 年全額免除となった場合:国庫負担 2 分の 1で算出)

13. 高等学校等就学支援金制度の内容が拡充されました。

令和 2(2020)年 4 月に私立高校の授業料実質無償化が低・中所得世帯向けにスタートしたのを契機に, 制度は段階的に拡充されてきました。そして令和 8(2026)年 4 月には所得制限が完全に撤廃され, 全世帯が支援対象となっています。これに伴い, 私立高校(全日制)の支給上限額も従来の 39 万 6,000 円から年額 45 万 7,200 円(月額 38,100 円)へと大幅に引き上げられました。なお, 就学支援金への申請は, 4 月の入学・進級後に学校経由で行います。

〔該当箇所〕

●70 ページ ○高等学校等就学支援金 5～7 行目

⇒…返還不要の授業料支援(令和8年4月より所得制限撤廃)が受けられます。高等学校等就学支援金への申請は、4月の入学・進級後に学校経由で行います。

14. こども誰でも通園制度が創設されました。

育児負担軽減・虐待予防・社会的孤立防止を目的とし、就労要件なしで保育施設を利用可能(月10時間の範囲)とする制度が、令和8(2026)年4月より、子ども・子育て支援法に基づき創設されました。専業主婦(主夫)世帯を対象に、主に0歳6か月～満3歳未満の未就園児を認可保育所・認定こども園などに預けることができます。

参考:「こども誰でも通園制度」こども家庭庁ホームページ

<https://www.daretsu.cfa.go.jp/>

〔該当箇所〕

●70 ページ

⇒上記内容を追加。

15. 雇用保険の求職者給付の給付制限期間が変更されています。

令和7(2025)年4月以降、「正当な理由がない自己都合により離職した方」については、求職票の提出から7日間の待期間後の給付制限期間が、2か月から1か月に短縮されました。ただし、5年間のうち3回目以降は3か月に延長されます。また、自ら教育訓練を受講した場合は、7日間の待期間後の給付制限が、受講を開始した日をもって解除となります。離職日前1年以内に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を開始し、離職時に受講している、または修了している場合、待期間満了後直ちに支給開始となります。

〔該当箇所〕

●89 ページ 中央の図、2つの※印の説明文

⇒上記内容に変更となります。

16. 教育訓練給付について詳細を追加します。

91 ページの雇用保険の教育訓練給付制度(「一般教育訓練」「専門実践教育訓練」「特定一般教育訓練」)について、さらに詳しく紹介します。

〔該当箇所〕

●91 ページ ③教育訓練給付

⇒…そのレベル等に応じて、専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練の3種類があります。

専門実践 教育訓練	労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練が対象。	受講費用の 50% (年間上限 40 万円) が訓練受講中 6 か月ごとに支給される。資格取得等をし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の 20% (年間上限 16 万円) が追加される。
特定一般 教育訓練	労働者の速やかな再就職および早期のキャリア形成に資する教育訓練が対象。	受講費用の 40% (上限 20 万円) が訓練修了後に支給される。
一般教育 訓練	その他の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練が対象。	受講費用の 20% (上限 10 万円) が訓練修了後に支給される。

なお、雇用保険法等の一部改正により、令和6(2024)年10月以降、専門実践教育訓練給付金について、教育訓練の受講後に賃金が上昇した場合、現行の追加給付(資格取得等)に加えて、さらに受講費用の 10% (合計 80%) が追加給付(賃金上昇)として支給されます。また、特定一般教育訓練給付金について、資格取得し、就職等した場合、受講費用の 10% (合計 50%) が追加給付(資格取得等)として支給されます。改正前と改正後を下図でご確認ください。

〔改正前〕

	専門実践	特定一般
本体給付	50% 年間上限 40 万円	40% 上限 20 万円
追加給付① (資格取得等)	20% 年間上限 16 万円	—
追加給付② (賃金上昇)	—	—
最大給付	70% 年間上限 56 万円	40% 上限 20 万円



〔改正後〕

	専門実践	特定一般
本体給付	50% 年間上限 40 万円	40% 上限 20 万円
追加給付① (資格取得等)	20% 年間上限 16 万円	<u>10%</u> <u>上限</u> <u>5 万円</u>
追加給付② (賃金上昇)	<u>10%</u> <u>年間上限</u> <u>8 万円</u>	—
最大給付	<u>80%</u> <u>年間上限</u> <u>64 万円</u>	<u>50%</u> <u>上限</u> <u>25 万円</u>

17. 障害基礎年金(国民年金)の年金額, 子の加算額が変更となりました。

令和 8(2026)年度の障害基礎年金の支給額が, 以下のように変更されました。

〔該当箇所〕

●92 ページ (a)障害基礎年金の額の計算式 ⇒〔令和 8 年度〕

障害等級 1 級(年金額):

1,059,125 円* (2 級の年金額×1.25) + 子の加算額

*昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方は, 1,056,125 円

障害等級 2 級(年金額):

847,300 円* + 子の加算額

*昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方は, 844,900 円

●93 ページ 表 4-3:「障害基礎年金・子の加算額」 ⇒〔令和 8 年度〕

加算対象の子	加 算 額
1 人目・2 人目(1 人につき)	<u>243,800 円</u>
3 人目以降(1 人につき)	<u>81,300 円</u>

18. 一般生命保険料控除(新契約)の控除上限額が変更となりました。

平成 24(2012)年 1 月 1 日以後に締結した「新契約」の一般生命保険料について, 23 歳未満の扶養親族がいる場合, 令和 8(2026)年分の所得税のみ 1 年間限定で, 控除上限額が 4 万円から 6 万円に引き上げられました。夫と妻のどちらの扶養としているかにかかわらず, 夫婦それぞれが特例を適用できます。

※介護医療保険料控除, 個人年金保険料控除に変更はありません。

〔該当箇所〕

●98 ページ 表 4-4:「所得税の生命保険料控除」

平成 24 年 1 月 1 日以降の加入契約〔新契約〕

⇒上記の条件の場合, 8 万円超の欄が 40,000 円→60,000 円となります(一般生命保険料控除)。

19. 遺族基礎年金(国民年金)の支給額が変更となりました。

令和 8(2026)年度の遺族基礎年金の支給額が, 以下のように変更されました。

●111 ページ (a)遺族基礎年金〔国民年金〕の計算式 ⇒〔令和 8 年度〕

子のある配偶者が受け取るとき:

遺族基礎年金 = 847,300 円* + 子の加算額 243,800 円 × 子の数

*昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は, 844,900 円

(3 人目以降の子の加算額 各 81,300 円)

子が受け取るとき:

遺族基礎年金＝次の金額を子の数で割った額が, 1 人当たりの額

847,300 円 + 2 人目以降の子の加算額

*1 人目および 2 人目の子の加算額 各 243,800 円

*3 人目以降の子の加算額 各 81,300 円

20. 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の額が変更となりました。

令和 8(2026)年度の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の額が 635,500 円に変更されました。

〔該当箇所〕

●112 ページ 上から 6～7 行目

⇒…遺族厚生年金に一律 63 万 5,500 円(年額, 令和 8 年度)が加算されるものです。

21. 遺族年金制度の今後の改正についてお知らせします。

令和 7(2025)年 年金制度改正法に基づき, 令和 10 年 4 月以降, 遺族基礎年金および遺族厚生年金に関する改正が行われます。

◆遺族厚生年金の男女差解消:

現行制度では, 夫が妻の死亡により遺族厚生年金を受給するための要件が厳しく設定されています。たとえば, 子どものいない 55 歳未満の夫は遺族厚生年金の受給権が発生しません。改正により, 60 歳未満の男性が新たに支給対象とされ, 男女間の不平等を解消し, 夫婦間で同等の受給要件(5 年間の有期給付(増額) + 配慮措置)が適用されることになりました。それに伴い, 40 歳以上 65 歳未満の子がいない妻に支給されていた「中高齢寡婦加算」が 20 年をかけて段階的に廃止されることになりました。

〔厚生労働省から提示されている具体的な内容〕

1)『5 年間の有期給付』への変更(男女差の解消)

これまでは「30 歳以上の子のない妻」は終身(無期限)で受給できましたが, 今後は生活再建期間としての位置づけになり, 原則 5 年間の有期給付に統一されます。

2) 給付額の増額(有期給付加算の創設)

受給期間が 5 年間に短縮される代わりに, 集中して生活を立て直せるよう, 5 年間に限り「有期給付加算」が上乗せされます。これにより, 毎月の受給額は現行の約 1.3 倍に増額されます。

3) 年収 850 万円の『収入制限』を撤廃

現行制度では遺族の年収が 850 万円以上あると受給できませんでしたが、この要件が撤廃され、共働き世帯などで高所得であっても一律で 5 年間の有期給付を受け取れるようになります。

4) 5 年経過後の『継続給付』(低所得者への配慮)

5 年間の有期給付が終わった後も、本人の収入が低い場合(就労収入が月約 10～11 万円以下など)や障害状態にある場合は、引き続き年金が支給される「継続給付」の仕組みが設けられています。

すでに制度の枠組みや、金額の算出基準(約 1.3 倍など)、対象者の年齢グラデーション(女性の 20 年かけた段階的移行)などの詳細なルールは決定して公表されています。

〔該当箇所〕

●110 ページ 表 4-10:「誠君が死亡した場合の必要死亡保障額の算出(例)」

令和7(2025)年 年金制度改正法に基づき、令和 8(2026)年度の遺族基礎年金や中高齢寡婦加算、老齢厚生年金の金額改定、および令和 10(2028)年度以降に変更予定の改定基準を更新して、死亡保障額の算出を行いました。変更後の試算でも必要死亡保障額がマイナスになるため、愛さんから誠君へのアドバイスに変更はありません。

・遺族基礎年金	133.6 万円 × 13 年間, 109.2 万円 × 2 年間	金額 1,954 万円
・中高齢寡婦加算	63.5 万円 × 12 年間(減衰率 0.5)	金額 381 万円
・老齢厚生年金(奥さん)	154 万円 × 23 年間	金額 3,542 万円
・必要死亡保障額(A-B)		金額 △235 万円

※減衰率については令和 10(2028)年 4 月以降の改訂となります。

表4-10： 誠君が死亡した場合の必要死亡保障額の算出（例）

（単位：万円）

	項 目	誠君死亡後の収入と支出の総額		
		計算の仮定	金額	
支 出	奥さんの生涯の生活費	平均余命 87 歳まで（49 年間）	9,024	
	住宅維持費	修繕費、固定資産税、リフォーム等	1,932	
	教育費（長男）	すべて公立で大学は下宿・アパート	1,038	
	教育費（長女）	自宅から私立大学	2,180	
	結婚資金援助	子供 2 人分	1,000	
	娯楽費	レジャー費毎年10万円等	1,090	
	生命保険料	退職まで 22 年間	792	
	支出合計（A）		16,556	
収 入	公 的 年 金	遺族厚生年金	35万円×27年間	945
		遺族基礎年金	133.6万円×13年間、109.2万円×2年間	1,954
		中高齢寡婦加算	63.5万円×12年間（減衰率 0.5）	381
		老齢厚生年金（奥さん）	154万円×23年間	3,542
		公的年金合計	6,822	
	貯蓄残高		162	
	生命保険金	誠君の生命保険金	2,200	
	死亡退職金	誠君の死亡退職金	400	
	継続して勤務	奥さんの継続勤務	7,207	
	収入合計(B)		16,791	
必要死亡保障額（A-B）		△ 235		

◆遺族厚生年金の子どもがいる場合での受給要件緩和：

改正後も現行制度と同じで、子が 18 歳到達年度末を迎えると遺族基礎年金が失権します。子の 18 歳到達年度末を迎えた後も、引き続き養育費用が必要であったり、本格的な就労に向けた準備期間が想定されたりします。改正後の遺族厚生年金では、5 年間の有期給付について、子どもがいる場合も、18 歳到達年度末を迎えるまで（または障害の状態にある場合は 20 歳未満）は現行制度と同じですが、迎えた後からは原則 5 年の加算によって増額された有期給付と継続給付となります。

◆経過措置(改正の影響を受けない人)：

以下に該当する場合、改正後も現行ルール(中高齢寡婦加算の継続や終身受給)が維持されます。

- ・現に受給中の方
- ・令和 10(2028)年度末時点で 40 歳以上(平成元(1989)年 4 月 1 日以前生まれ)の妻
- ・18 歳到達年度末までの子どもを育てている配偶者

〔該当箇所〕

●114 ページ 愛さんのセリフ 3 つ目

⇒女性の就労率の向上などに合わせて遺族厚生年金の見直しが行われ、男性は令和 10 年 4 月から、女性は令和 10 年 4 月から 20 年かけて段階的に実施されることで、遺族厚生年金の男女格差が解消されるわ。

●114 ページ 愛さんのセリフ 4 つ目

⇒厚生労働省から提示されている具体的な内容は次の 4 つよ。

- 1) 『5 年間の有期給付』への変更(男女差の解消)
- 2) 給付額の増額(有期給付加算の創設)
- 3) 年収 850 万円の『収入制限』を撤廃
- 4) 5 年経過後の『継続給付』(低所得者への配慮)

すでに制度の枠組みや、金額の算出基準(約 1.3 倍など)、対象者の年齢グラデーション(女性の 20 年かけた段階的移行)などの詳細なルールは決定して公表されているわ。たとえば、施行日(令和 10(2028)年 4 月 1 日)以降に新規発生する中高齢寡婦加算は、「**遺族厚生年金の受給権を取得した当時(＝夫が死亡した日)**」の**年度**に応じた加算額(逓減率)とすることが定められているわ。これにより、子が 18 歳年度末を迎えて実際に加算の支給停止が解除される時点の率ではなく、夫の死亡日時点の率で生涯固定されるという運用になって段階的に減額し、令和 35(2053)年 4 月 2 日以降に新規で遺族厚生年金の受給権を取得した妻(配偶者)については、当該加算を廃止することになるの。

22. 個人向け国債の名称が変更、購入対象が拡大されます。

令和 8(2026)年 12 月募集分(令和 9(2027)年 1 月発行分)から、「個人向け国債」の名称が、「個人向け国債プラス」に変更されます。さらに、購入できる対象は個人のみでしたが、今後は一部の法人(非営利法人、非上場法人など)にも拡大されます。商品のラインナップおよび基本的な商品性等に変更はありません。

〔該当箇所〕

●121～122 ページ (b) 個人向け国債

⇒個人向け国債→個人向け国債プラス(令和 8(2026)年 12 月以降)

●121 ページ (b) の 1 行目

⇒個人に限って購入ができる… → 個人および一部の法人(非営利法人、非上場法人など)が購入できる…

●121 ページ 誠君のセリフ 1 つ目

⇒個人向けに売り出されている… → 個人(一部の法人等)に売り出されている…

23. こども NISA が創設されます。

次世代の資産形成をさらに促進し、長期・安定的な投資を通じて大学進学など成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、令和 8(2026)年度税制改正により、こども NISA が創設され、つみたて投資枠の年齢要件が撤廃されました。これにより、令和 9(2027)年 1 月からは 0 歳～17 歳の未成年者についても、年間投資枠(年 60 万円)および非課税保有限度額(総枠 600 万円)が新たに設定されます。

なお、未成年者が口座を開設する場合、資金の使い途が本人のためのものであること、および払出しに本人が同意したことを示す書面とともに、親権者等(口座管理者)が申込書を金融機関に提出することで、12 歳以降からの払出しが可能となります。18 歳に達した後は、成人向けのつみたて投資枠(年 120 万円、総枠 1,800 万円)へと自動的に移行します。

〔該当箇所〕

●132 ページ 表 5-2:「新 NISA 制度」 ⇒下図を参考にしてください。

〔令和 6(2024)年からの新 NISA〕

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
非課税保有期間	無制限		無制限
制度 (口座開設期間)	恒久化		恒久化
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円		1,200万円(内数)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)		上場株式・ 投資信託等 ※
対象年齢	18歳以上		18歳以上

※ ①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、毎月分配型の投資信託およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外

(注) 2023年末までに、つみたてNISAおよび一般NISAの口座において投資した商品は、2024年1月以降はNISAの外枠で管理され、2023年までのNISA制度における非課税措置が適用されます

出所:「未来を育む資産形成 NISA」 金融庁ホームページ

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/know/>

[NISA つみたて投資枠の年齢見直し(令和 9(2027)年分～)]

			(令和9年～)
	つみたて投資枠		成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	18歳以上
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税 保有限度額	600万円	自動的に移行 1,800万円	
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託	1,200万円(内数) 上場株式・投資信託等
運用管理	一定の要件 [※] の下、12歳以降は払出しが可	制限なし	制限なし

・次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、つみたて投資枠の年齢要件を撤廃し、0～17 歳の間の年間投資枠および非課税保有限度額を設定する。

・12 歳以降において、子の同意を得た場合にのみ、親権者等による払出しを可能とする。

出所:「令和 8(2026)年度税制改正について」 金融庁ホームページ

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20251226-2/01.pdf>

24. 財形住宅貯蓄の要件の一部が変更になりました。

令和 8(2026)年 4 月 1 日、財形住宅貯蓄において、住宅の取得または住宅の増改築等に係る床面積の要件が 50 m²以上から 40 m²以上に改定されました。

〔該当箇所〕

●144 ページ 表 5-6:財形住宅貯蓄 目的の欄

⇒(主な要件として床面積が 40 m²以上…増改築後 40 m²以上の新築・中古住宅が対象)

25. 高額療養費の自己負担限度額が変更となる予定です。

令和 8(2026)年度予算政府案が閣議決定され、高額療養費制度については、令和 8 年 8 月から月額自己負担限度額が引き上げられ、併せて年間(8 月～翌 7 月)の自己上限額が新設されることになりました。また、令和 9(2027)年 8 月からは、所得区分の細分化(13 区分)が行われ、区分に応じた自己負担限度額が設定される予定です。

〔該当箇所〕

●148 ページの中央の表 (令和 8 年 8 月～令和 9 年 7 月)

⇒

所得区分 (70歳未満)	標準報酬月額・状況等	令和8年8月～ 自己負担限度額（月額）	令和8年8月～ 【新設】年間上 限額	外来特例 (70歳以上)	多数回該当 (4回目以降)
ア	標準報酬 83万円以上 (年収約1,160万円～)	270,300円 + (医療費－ 901,000円)×1%	1,680,000円	—	140,100円（据 え置き）
イ	標準報酬 53～79万円 (年収約770万～1,160万円)	179,100円 + (医療費－ 597,000円)×1%	1,110,000円	—	93,000円（据え 置き）
ウ	標準報酬 28～50万円 (年収約370万～770万円)	85,800円 + (医療費－ 286,000円)×1%	530,000円	—	44,400円（据え 置き）
エ	標準報酬 26万円以下 (年収～約370万円)	61,500円	530,000円	22,000円	44,400円 ⇒ 34,500円 (※年収200万未 満層の負担軽 減)
オ	低所得者 (住民税非課税世帯等)	36,900円	290,000円	※外来年間上限 あり (負担増なし)	24,600円（据え 置き）

※【新設】年間上限額:月単位の限度額に達しない月がある長期療養者でも、年間累計額がこの上限に達した場合はそれ以上の負担が不要となります。

※【多数回該当】過去 12 ヶ月以内に 3 回以上高額療養費の支給を受けた場合、4 回目以降の限度額が引き下げられる措置です(区分エのみ今回さらに引き下げ)。

※【外来特例(70 歳以上)】区分オ(非課税層)については外来年間上限を新設し、年間の最大自己負担額が増えないよう措置されます。

★令和 9(2027)年 8 月以降の予定

[高額療養費制度 所得区分の細分化(令和 9(2027)年 8 月以降の 13 区分案一覧)]

元の区分	13区分番号	対象となる年収目安	自己負担限度額（月額）の算定式・方針	多数回該当時の月額限度額
ア (最上位所得層)	①	年収約1,650万円～	$360,300円 + (医療費 - 1,201,000円) \times 1\%$	140,100円（※原則据え置き）
	②	年収約1,410万～1,650万円	$325,200円 + (医療費 - 1,084,000円) \times 1\%$	140,100円
	③	年収約1,160万～1,410万円	$270,300円 + (医療費 - 901,000円) \times 1\%$	140,100円
イ (高所得層)	④	年収約1,040万～1,160万円	$239,700円 + (医療費 - 799,000円) \times 1\%$	93,000円（※原則据え置き）
	⑤	年収約950万～1,040万円	$209,400円 + (医療費 - 698,000円) \times 1\%$	93,000円
	⑥	年収約770万～950万円	$179,100円 + (医療費 - 597,000円) \times 1\%$	93,000円
ウ (一般所得層)	⑦	年収約650万～770万円	$110,400円 + (医療費 - 368,000円) \times 1\%$	44,400円（※原則据え置き）
	⑧	年収約510万～650万円	$98,100円 + (医療費 - 327,000円) \times 1\%$	44,400円
	⑨	年収約370万～510万円	$85,800円 + (医療費 - 286,000円) \times 1\%$	44,400円
エ (低め所得層)	⑩	年収約260万～370万円	61,500円（※現行水準維持の方向）	34,500円（※多数回該当の負担軽減）
	⑪	年収約155万～260万円	（※年収155万円超～260万円以下の区分を設定）	34,500円
	⑫	年収～約155万円	（※年収155万円以下の区分を設定して配慮）	34,500円
オ (低所得層)	⑬	住民税非課税世帯等	36,900円（※原則として現行・R8見直し水準を維持）	24,600円（※原則据え置き）

※実務的な算定式や年収目安の区切り方(表の①～⑬の内容)は、厚生労働省の「社会保障審議会 医療保険部会」などの場で、議論のベースとして提示されている段階です。

現行の 5 区分(ア～オ)から 13 区分へ細分化する方向性自体は、高所得層への負担増と中低所得層の負担軽減・維持のバランスを取るシミュレーションとして有力視されていますが、これらは国会で法律(健康保険法等の改正案)として可決・成立するまでは、あくまで「見直し案」となります。

26. 住宅ローン控除額が一部変更となりました。

令和 8(2026)年度税制改正により、既存の住宅ストックを最大限に活用することで多様な居住ニーズを満たす住宅市場が構築されるよう、省エネ性能の高い既存住宅に対する支援が大幅に拡充されました。

・適用期限の延長：

住宅ローン控除全体の適用期限が 5 年間延長され、入居日が令和 8 年 1 月 1 日から令和 12(2030)年 12 月 31 日までの人が対象となります。

・省エネ既存住宅の優遇拡充：

省エネ性能の高い既存住宅について、①借入限度額の引き上げ、②子育て世帯・若者夫婦世帯への借入限度額の上乗せ、③控除期間の13年への拡充が図られました。

・**床面積要件の緩和:**

床面積の下限要件が新築住宅・既存住宅ともに「40㎡以上」に原則緩和されました。ただし、合計所得金額が1,000万円を超える者、および子育て世帯等への上乗せ措置利用者は、従来通り「50㎡以上」が必要です。

・**省エネ基準適合住宅の特例制限:**

建築確認が令和10(2028)年以降となる省エネ基準適合住宅(新築)は、原則として住宅ローン控除の適用対象外となります(ただし、登記簿上の建築日が令和10年6月30日までの場合は適用対象となります)。

・**災害レッドゾーンにおける制限:**

入居日が令和10年以降の場合、土砂災害特別警戒区域などの「災害レッドゾーン^(※)」内に建てられた新築住宅は原則適用対象外となります(ただし、建替え、既存住宅の取得、リフォームは適用対象です)。

※災害レッドゾーン:災害危険区域(都市再生特別措置法に基づく勧告に従わないものとして公表の対象となった場合に限る)、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域を指します。

【**その他の主な要件**】

- ・減税の適用を受ける方が、主として自己の居住の用に供する家屋であること
- ・住宅の引き渡しまたは工事完了から6ヶ月以内に居住の用に供すること
- ・住宅ローンの償還期間(借入期間)が10年以上であること
- ・店舗などとの併用住宅の場合は、床面積の2分の1以上が居住用であること

〔**該当箇所**〕

●P150～151 表5-8:住宅ローン控除額(借入限度額・控除期間)

⇒以下の表組みのように変更になります。

控除率：0.7%			(括弧内の金額は子育て世帯等への上乗せ)				
			2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
借入 限度額・ 控除期間	長期優良住宅 ・低炭素住宅	新築 買取再販	4,500万円 (5,000万円) × 13年				
		既存	3,500万円 (4,500万円) × 13年				
	ZEH水準省エネ 住宅	新築 買取再販	3,500万円 (4,500万円) × 13年				
		既存	3,500万円 (4,500万円) × 13年				
	省エネ基準適合 住宅	新築	2,000万円 (3,000万円) × 13年	－ (支援対象外) (ただし、2027年末までに建築確認を受けたもの等は2,000万円 × 10年)			
		既存 買取再販	2,000万円 (3,000万円) × 13年				
	その他住宅	新築	－ (支援対象外)				
		既存 買取再販	2,000万円 × 10年 (増改築・リフォームを含む)				
所得要件			2,000万円				
床面積要件 (登記簿上の面積)			40㎡以上 (ただし、所得1,000万円超の者及び子育て世帯等への上乗せ措置利用者は50㎡以上)				
立地要件			(令和10年以降入居分から) 土砂災害等の災害レッドゾーンの新築住宅は適用対象外 (建替え・既存住宅・リフォームは適用対象)				

※「子育て世帯等」とは、19歳未満の扶養親族を有する世帯、または夫婦のいずれかが40歳未満の世帯と規定されています。

出所:「令和8(2026)年度税制改革について」金融庁ホームページ

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20251226-2/01.pdf>

〔用語解説〕

新築住宅:

新築された家屋、または建築後使用されたことのない家屋を指します。

既存住宅:

建築後使用されたことのある家屋(中古住宅)で、現行の耐震基準に適合するものとして証明書等が交付されたものを指します。

長期優良住宅:

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅に該当することが証明されたものです。所管行政庁が認定を行います。

低炭素住宅:

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に規定する低炭素建築物に該当する家屋、および同法の規定により低炭素建築物とみなされる特定建築物に該当することが証明されたものをいいます。所管行政庁が認定を行います。

ZEH 水準省エネ住宅:

長期優良住宅や低炭素住宅以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅(断熱等性能等級 5 以上および一次エネルギー消費量等級 6 以上の家屋)に該当することが証明されたものです。基準は「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」によります。

省エネ基準適合住宅:

長期優良住宅、低炭素住宅、および ZEH 水準省エネ住宅以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に資する住宅(断熱等性能等級 4 以上および一次エネルギー消費量等級 4 以上の家屋)に該当するものとして証明されたものをいいます。基準は「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」によります。

気候風土適応住宅:

地域の気候・風土・文化を踏まえた工夫(調湿機能が高い土塗壁、通風・日射の制御や活用など)により、優れた居住環境が確保された伝統的構法による住宅として、建築物省エネ法に位置づけられたものです。同法において、省エネ基準のうち断熱性能に関する基準の適用が除外されています。

買取再販住宅:

宅地建物取引業者が一定の増改築等(リフォーム)をした既存住宅を、その取得の日から 2 年以内に個人が取得した場合の家屋(その取得の時点において、新築された日から起算して 10 年以上を経過したものに限られます)をいいます。

その他住宅:

長期優良住宅、低炭素住宅、ZEH 水準省エネ住宅、および省エネ基準適合住宅のいずれにも該当しない住宅を指します。

●150 ページ 囲みの中の誠君と愛さんのセリフ 上から 7 行目

⇒愛さん:…将来の税制はわからないので、仮に現在の税制を適用して、令和 8 年が居住年だと理解してね。令和 8 年から 13 年間について、省エネ基準適合住宅の場合、控除限度額を 14 万円(2,000 万円×0.7%)として、…

誠君:もし、長期優良住宅・低炭素住宅を購入すれば、控除限度額は令和 8 年から 13 年間について各年 31.5 万円(4,500 万円×0.7%)になるわけですね。

27. 所得税に特定親族特別控除が創設されました。

令和 7(2025)年度税制改正により、居住者が特定親族(居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族)を有する場合に、その居住者の総所得金額等から、特定親族 1 人につき、その特定親族の合計所得金額に応じた金額が控除されます。令和 7 年 12 月 1 日に施行、令和 7 年分以後の所得税について適用されます。

参考:「特定親族特別控除」 国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1177.htm>

〔該当箇所〕

●153～155 ページ

⇒修正すべき該当箇所はありません。

28. 給与所得控除額が変更となりました。

令和8(2026)年度の税制改正により給与所得控除額が見直され、65万円の最低保障額が69万円(令和8年・9年は特例分5万円を加算して74万円)に引き上げられました。令和8年、9(2027)年分の所得税について適用されます。

〔改正前と改正後の比較〕

給与所得控除額

給与等の収入金額	令和 7 年分	令和 8 年分, 令和 9 年分
190 万円以下	最低保障額 65 万円	最低保障額 74 万円
190 万円 超 220 万円以下	収入金額×30%+8 万円	(69 万円+特例 5 万円)
220 万円超 360 万円以下		収入金額×30%+8 万円
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%+44 万円	
660 万円超 850 万円以下	収入金額×10%+110 万円	
850 万円超	195 万円(上限)	

〔該当箇所〕

●154 ページ 表 5-10:「給与所得控除額」

⇒上記の表組みの「改正後」の額に変更となります。

29. 在職老齢年金制度の基準額が変更となりました。

在職老齢年金制度は、年金を受給しながら働く高齢者について、一定額以上の報酬がある場合には、年金制度を支える側に回るという考え方に基づき、年金の支給を調整する仕組みです。

従来は、賃金と老齢厚生年金の合計額が 月 51 万円 を超える場合、その超過額の 2 分の 1 が支給停止とされていましたが、令和7(2025)年年金制度改正法に基づき、令和8(2026)年4月から基準額が月 65 万円に引き上げられ、老齢厚生年金を受給しながら就労できる範囲が拡大しました。

〔該当箇所〕

●170 ページ (b) 老齢厚生年金 ※印の文章下から2行目

⇒…現行の 51 万円から 65 万円に引き上げられています。

※テキスト記載の「28 万円から 47 万円に」引き上げられた後、毎年の賃金改定(スライド)により金額が微調整されました。さらに、令和 7 年年金制度改正法に基づき、51 万円から 65 万円へと基準が緩和されました。

30. 特別支給の老齢厚生年金の支給額が変更となりました。

令和 8(2026)年度から、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の年金額、加給年金の支給額が、次のように変更されました。

〔該当箇所〕

●172 ページ <定額部分の年金額>の計算式

⇒ $1,766 \text{ 円} \times (\text{令和 8 年度単価}) \times \text{生年月日別乗率} \times \text{被保険者期間}$

*昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの方は、1,761 円

●173 ページ 表 6-1:「加給年金の支給額」

(単位:円) [令和 8 年度]

受給権者の生年月日	配偶者の 加給年金額	配偶者 特別加算額	合計額
昭 9.4.1 以前	<u>243,800</u>	0	<u>243,800</u>
昭 9.4.2～昭 15.4.1	<u>243,800</u>	<u>36,000</u>	<u>279,800</u>
昭 15.4.2～昭 16.4.1	<u>243,800</u>	<u>71,900</u>	<u>315,700</u>
昭 16.4.2～昭 17.4.1	<u>243,800</u>	<u>108,000</u>	<u>351,800</u>
昭 17.4.2～昭 18.4.1	<u>243,800</u>	<u>143,900</u>	<u>387,700</u>
昭 18.4.2～	<u>243,800</u>	<u>179,900</u>	<u>423,700</u>

子については1人につき 243,800 円。ただし、3 人目からは 81,300 円。

31. 確定拠出年金(企業型)のマッチング拠出について変更されました。

従来は、確定拠出金の枠内でマッチング拠出を行う場合、加入者本人の拠出は企業からの掛金より少ない額とする制限がありました。令和 8(2026)年 4 月より、この制限が撤廃され、拠出限度額の範囲内であれば、企業よりも多くの額を加入者本人が拠出できるようになりました。

〔該当箇所〕

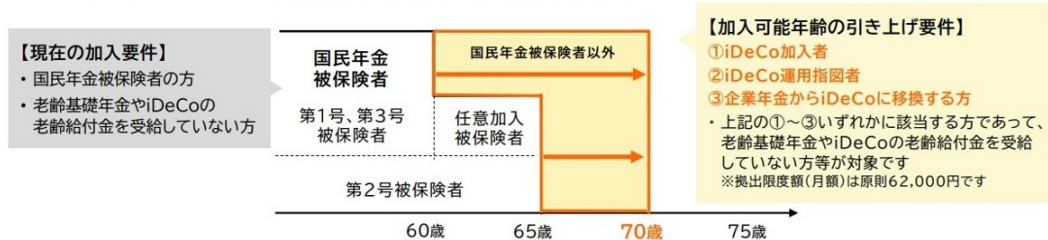
●177 ページ 1) 確定拠出年金(企業型) 3～4 行目

⇒また、拠出限度額の範囲内であれば、企業からの掛金より多くの額を加入者本人が拠出できる、マッチング拠出も可能です。

32. 確定拠出年金(個人型＝iDeCo)が変更される予定です。

現在、iDeCo の加入可能年齢は、会社員・公務員が 65 歳未満、自営業者・専業主婦(夫)などが 60 歳未満ですが、令和 8(2026)年 12 月より、条件付きで「70 歳未満」へ拡大される予定です(条件:すでに iDeCo に加入している方、企業年金から iDeCo へ移換する方、老齢基礎年金・iDeCo の老齢給付をまだ受給していない方など)。

働き方にかかわらず、**70歳になるまでiDeCoに加入し**、老後の資産を形成できるようになります



出所:「令和 8 年 12 月から iDeCo がパワーアップします」 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001620594.pdf>

〔該当箇所〕

●178 ページ 2) 確定拠出年金(個人型) 1～4 行目

⇒令和 8 年 12 月より、上記の内容に改定されます。

また、加入区分に応じた、拠出掛金の上限が、令和 8 年 12 月より拡大される予定です。

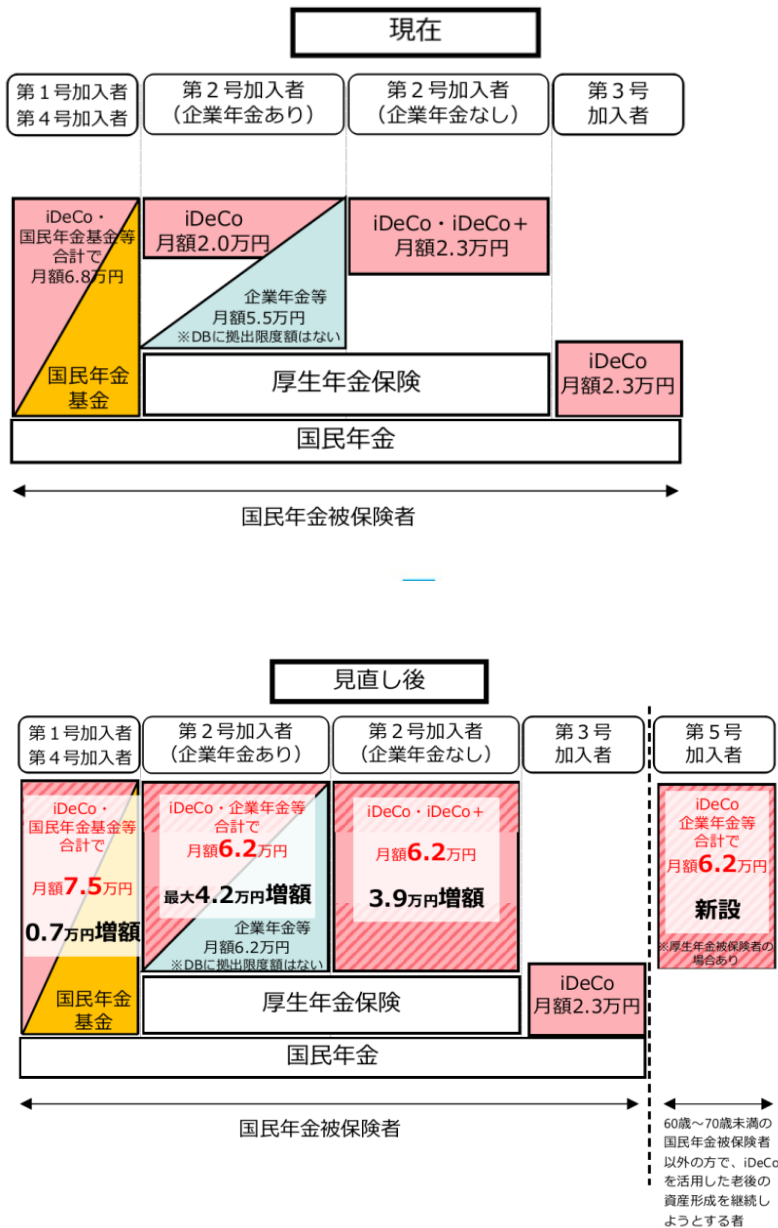
●表 6-3:「iDeCo(個人型確定拠出年金)の拠出限度額(月額)」[令和 8 年 12 月以降]

第 1 号加入者 第 4 号加入者	iDeCo・国民年金基金等合計	75,000 円
第 2 号加入者	iDeCo・企業年金等合計 (企業年金の有無に関わらず)	62,000 円
第 3 号加入者	iDeCo	23,000 円
第 5 号加入者	iDeCo・企業年金等合計	62,000 円

〔令和 8 年 12 月以降の iDeCo の加入対象者の区分〕

第1号 加入者	国民年金第1号被保険者(20 歳以上 60 歳未満の自営業者とその家族, フリーランス, 学生)
第2号 加入者	国民年金第2号被保険者(会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者)
第3号 加入者	国民年金第3号被保険者(国民年金第2号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者)
第4号 加入者	国民年金任意加入被保険者(60 歳以上 65 歳未満の者, または, 20 歳以上 65 歳未満の海外居住者で, 国民年金の保険料の納付済期間が 480 月に達していない者)
第5号 加入者	60 歳以上 70 歳未満の国民年金被保険者以外の者で, iDeCo を活用した老後の資産形成を継続しようとする者((1) iDeCo 加入者, (2) iDeCo 運用指図者, (3) 企業年金から iDeCo に資産を移換する者 (1)～(3) のいずれかに該当する者であって, 老齢基礎年金や iDeCo の老齢給付金を受給していない者, マッチング拠出を実施していない者)

<iDeCoの拠出限度額の引き上げのイメージ>



出所:「2025 年の制度改正／iDeCo・企業型 DC・国民年金基金の拠出限度額の引き上げ(2026 年 12 月 1 日施行予定)」 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2025kaisei.html>

33. 教育資金等の都度贈与

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は令和 8 年 3 月 31 日で終了しましたが、一括贈与の特例で認められていた範囲とほぼ同様の費用が、祖父母から孫へ(または親から子へ)の「都度贈与」でも非課税として認められます。

学校等へ直接支払う費用:

入学金, 授業料, 施設設備費, 学用品費, 修学旅行費など

学校以外へ支払う費用:

学習塾の月謝, 家庭教師代, 予備校の費用, 習い事(ピアノや水泳など)の月謝, 通学定期券代など

都度贈与を運用する上での最大の注意点は, お金の渡し方です。たとえば, 「大学 4 年分の授業料として, 最初に 400 万円を祖父母から孫の口座に一括で振り込む」という渡し方をすると, その時点で使い切っていない資金(プールされたお金)とみなされ, 贈与税の課税対象になります。必ず「前期の授業料 50 万円の振込用紙が届いたので, その 50 万円を祖父母が孫(または親)に渡す」というように, 支払う直前に必要額だけを渡す必要があります。

〔該当箇所〕

●188 ページ (d) 教育資金等の都度贈与

⇒上記内容に変更となります。

34. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が延長となっています。

令和 7(2025)年度税制改正により, 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の適用期限が令和 9(2027)年 3 月 31 日まで延長されました。

〔該当箇所〕

●189 ページ (f) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 3～4 行目

⇒…結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されています(令和 9 年 3 月 31 日までの限定措置)。

(令和 8 年 4 月の法令等に基づいて作成)

■表 1-3: 全国健康保険協会(協会けんぽ)の被保険者の保険料額
令和 8 年 3 月分(4 月納付分)～

(兵庫支部)												(単位:円)			
標準報酬		全国健康保険協会管掌健康保険料・介護保険料										子ども・子育て支援金		厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)	
等級	月額	報酬月額	介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		令和8年4月分(5月納付分) から納付した計算額		一般、扶内員・役員		厚生年金基金加入員を除く				
			全額	円未満	全額	円未満	全額	円未満	全額	円未満	全額	円未満			
1	58,000	円以上	63,000	5,899.6	2,934.8	5,809.2	3,404.6	133.4	68.7						
2	68,000	63,000	73,000	5,881.6	3,440.8	7,983.2	3,991.6	155.4	73.2						
3	78,000	73,000	83,000	7,893.6	3,945.8	9,157.2	4,573.6	179.4	89.7						
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,905.6	4,452.8	10,331.2	5,163.6	202.4	101.2	16,104.00	8,052.00				
5(2)	98,000	93,000	103,000	9,917.6	4,958.8	11,503.2	5,752.6	224.4	112.7	17,634.00	8,847.00				
6(3)	104,000	103,000	109,000	10,524.6	5,257.4	12,209.6	6,104.6	239.4	119.5	19,032.00	9,516.00				
7(4)	110,000	107,000	114,000	11,132.0	5,566.0	12,914.0	6,457.0	253.0	125.5	20,130.00	10,065.00				
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,941.6	5,970.8	13,853.2	6,926.6	271.4	135.7	21,594.00	10,797.00				
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,751.2	6,375.4	14,792.4	7,396.2	289.8	144.9	23,058.00	11,529.00				
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,560.8	6,780.4	15,731.6	7,855.8	308.2	154.1	24,522.00	12,261.00				
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,370.4	7,185.2	16,670.8	8,335.4	326.6	163.3	25,986.00	12,983.00				
12(9)	150,000	146,000	155,000	15,180.0	7,590.0	17,610.0	8,805.0	345.0	172.5	27,450.00	13,725.00				
13(10)	160,000	155,000	165,000	16,182.0	8,095.0	18,784.0	9,392.0	368.0	184.0	29,280.00	14,640.00				
14(11)	170,000	165,000	175,000	17,204.0	8,600.0	19,958.0	9,979.0	391.0	195.5	31,110.00	15,555.00				
15(12)	180,000	175,000	185,000	18,216.0	9,108.0	21,132.0	10,566.0	414.0	207.0	32,940.00	16,470.00				
16(13)	190,000	185,000	195,000	19,228.0	9,614.0	22,306.0	11,153.0	437.0	218.5	34,770.00	17,385.00				
17(14)	200,000	195,000	210,000	20,240.0	10,120.0	23,480.0	11,740.0	460.0	230.0	36,600.00	18,300.00				
18(15)	220,000	210,000	230,000	22,264.0	11,132.0	25,828.0	12,914.0	506.0	253.0	40,260.00	20,130.00				
19(16)	240,000	230,000	250,000	24,288.0	12,144.0	28,176.0	14,088.0	552.0	276.0	43,920.00	21,960.00				
20(17)	260,000	250,000	270,000	26,312.0	13,156.0	30,524.0	15,262.0	598.0	299.0	47,580.00	23,790.00				
21(18)	280,000	270,000	290,000	28,336.0	14,168.0	32,872.0	16,436.0	644.0	322.0	51,240.00	25,620.00				
22(19)	300,000	290,000	310,000	30,360.0	15,180.0	35,220.0	17,610.0	690.0	345.0	54,900.00	27,450.00				
23(20)	320,000	310,000	330,000	32,384.0	16,192.0	37,568.0	18,784.0	736.0	368.0	58,560.00	29,280.00				
24(21)	340,000	330,000	350,000	34,408.0	17,204.0	39,916.0	19,958.0	782.0	391.0	62,220.00	31,110.00				
25(22)	360,000	350,000	370,000	36,432.0	18,216.0	42,264.0	21,132.0	828.0	414.0	65,880.00	32,940.00				
26(23)	380,000	370,000	395,000	38,456.0	19,228.0	44,612.0	22,306.0	874.0	437.0	69,540.00	34,770.00				
27(24)	410,000	395,000	425,000	41,480.0	20,240.0	48,134.0	24,067.0	943.0	471.5	75,030.00	37,515.00				
28(25)	440,000	425,000	455,000	44,504.0	21,252.0	51,656.0	25,828.0	1,012.0	506.0	80,520.00	40,260.00				
29(26)	470,000	455,000	485,000	47,528.0	22,264.0	55,178.0	27,589.0	1,081.0	540.5	86,010.00	43,005.00				
30(27)	500,000	485,000	515,000	50,552.0	23,276.0	58,700.0	29,350.0	1,150.0	575.0	91,500.00	45,750.00				
31(28)	530,000	515,000	545,000	53,576.0	24,288.0	62,222.0	31,111.0	1,219.0	609.5	96,990.00	48,495.00				
32(29)	560,000	545,000	575,000	56,600.0	25,300.0	65,744.0	32,872.0	1,288.0	644.0	102,480.00	51,240.00				
33(30)	590,000	575,000	605,000	59,624.0	26,312.0	69,266.0	34,633.0	1,357.0	678.5	107,970.00	53,985.00				
34(31)	620,000	605,000	635,000	62,648.0	27,324.0	72,788.0	36,394.0	1,426.0	713.0	113,460.00	56,730.00				
35(32)	650,000	635,000	665,000	65,672.0	28,336.0	76,310.0	38,155.0	1,495.0	747.5	118,950.00	59,475.00				
36	680,000	665,000	695,000	68,696.0	29,348.0	79,832.0	39,916.0	1,564.0	782.0						
37	710,000	695,000	730,000	71,720.0	30,360.0	83,354.0	41,677.0	1,633.0	816.5				厚生年金基金に加入して いる方の厚生年金保険料		
38	750,000	730,000	770,000	75,744.0	31,372.0	87,876.0	43,438.0	1,702.0	852.5				率は基金ごとに定められ ている免除保険料率		
39	790,000	770,000	810,000	79,768.0	32,384.0	92,398.0	45,199.0	1,771.0	890.5				(2.4%～6.0%)を控除 した率となる		
40	830,000	810,000	855,000	83,792.0	33,396.0	97,442.0	46,960.0	1,839.0	924.5				加入する基金ごとに異なり りますので、免除保険料 率および厚生年金基金の 掛金については、加入す る厚生年金基金にお問い 合わせください。		
41	880,000	855,000	905,000	88,816.0	34,408.0	101,964.0	48,721.0	1,909.0	954.5						
42	930,000	905,000	955,000	93,840.0	35,420.0	106,486.0	50,482.0	2,024.0	1,012.0						
43	980,000	955,000	1,005,000	98,864.0	36,432.0	110,998.0	52,243.0	2,139.0	1,069.5						
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	103,888.0	37,444.0	115,500.0	54,004.0	2,254.0	1,127.0						
45	1,090,000	1,055,000	1,115,000	109,912.0	38,456.0	120,002.0	55,765.0	2,369.0	1,184.5						
46	1,150,000	1,115,000	1,175,000	115,936.0	39,468.0	124,504.0	57,526.0	2,484.0	1,242.5						
47	1,210,000	1,175,000	1,235,000	121,960.0	40,480.0	128,996.0	59,287.0	2,599.0	1,301.5						
48	1,270,000	1,235,000	1,295,000	127,984.0	41,492.0	133,488.0	61,048.0	2,714.0	1,360.5						
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	133,996.0	42,504.0	137,970.0	62,809.0	2,829.0	1,419.5						
50	1,390,000	1,355,000		140,000.0	43,516.0	142,452.0	64,570.0	2,944.0	1,478.5						

◆介護保険第2号被保険料は、40歳から64歳までの方であり、健康保険第1率(10.12%)と子ども・子育て支援金率(0.23%)に介護保険第1率(18.2%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「63,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和8年度の全国健康保険協会の任意継続被保険者における標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(表の前半額)に円未満の端数がある場合
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
○輸入申告書の保険料額
輸入申告書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
○賞与に係る保険料額
賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額に、保険料率を乗じた額)となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険、介護保険及び子ども・子育て支援金は年間670万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て支援金は年間160万円となります。
○子ども・子育て給付金
事業主の方は、児童手当の支給に要する費用の一部として、子ども・子育て給付金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)
この子ども・子育て給付金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、給付率(0.26%)を乗じて得た額の総額となります。

出所: 全国健康保険協会管掌健康保険 兵庫県(一部加工)

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/assets/R8_28hyogo.pdf(兵庫を選択)

■表 1-6:令和 8 年度 健康保険 都道府県単位保険料率

北海道	10.28%	滋賀県	9.88%
青森県	9.85%	京都府	9.89%
岩手県	9.51%	大阪府	10.13%
宮城県	10.10%	兵庫県	10.12%
秋田県	10.01%	奈良県	9.91%
山形県	9.75%	和歌山県	10.06%
福島県	9.50%	鳥取県	9.86%
茨城県	9.52%	島根県	9.94%
栃木県	9.82%	岡山県	10.05%
群馬県	9.68%	広島県	9.78%
埼玉県	9.67%	山口県	10.15%
千葉県	9.73%	徳島県	10.24%
東京都	9.85%	香川県	10.02%
神奈川県	9.92%	愛媛県	9.98%
新潟県	9.21%	高知県	10.05%
富山県	9.59%	福岡県	10.11%
石川県	9.70%	佐賀県	10.55%
福井県	9.71%	長崎県	10.06%
山梨県	9.55%	熊本県	10.08%
長野県	9.63%	大分県	10.08%
岐阜県	9.80%	宮崎県	9.77%
静岡県	9.61%	鹿児島県	10.13%
愛知県	9.93%	沖縄県	9.44%
三重県	9.77%		

出所：全国健康保険協会管掌健康保険 令和 8 年度都道府県単位保険料率（一部省略）

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/about/business/insurance_rate/rate_prefectures/r08/

※40 歳以上 65 歳未満の方には、全国一律の介護保険料率（1.62%）が加わります。

※任意継続被保険者および日雇特例被保険者の方は 4 月分（4 月納付分）から変更。